
平成23年第5回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成23年9月16日(金)

1. 議事日程第5号

平成23年9月16日(金) 午前10時開議

- 第 1 日程の変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 追加議案の上程
 - 第 3 町長の提案理由の説明
 - 第 4 追加議案の質疑
 - 第 5 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
 - 第 6 討論
 - 第 7 採決
 - 第 8 議員派遣について
 - 第 9 委員会の継続審査の付託について
 - 第10 議員発議
意見書(案)の提出について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
- 日程第 2 追加議案の上程
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 追加議案の質疑
- 日程第 5 委員会の審査結果の報告並びに報告に対する質疑
- 日程第 6 討論
- 日程第 7 採決
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 委員会の継続審査の付託について
- 日程第10 議員発議
意見書(案)の提出について

出席議員（16名）

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	宿 利 俊 行	12 番	清 藤 一 憲
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	大 蔵 順 一	議 事 係 長	小 野 英 一
---------	---------	---------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	帆 足 博 充
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	平 井 正 之
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	村 口 和 好	建設水道課長兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	会計管理者兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司	行 政 係 長	石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） おはようございます。

2日目の議案質疑の中で、宿利議員よりご質問のありました不納欠損の件につきまして、後日委員会とご返答申し上げましたが、本会議中での質疑でありますのでお答えいたします。

固定資産税の不納欠損の個人、法人内訳については、個人は147名で金額は4,056万279円となっております。また、法人は16法人で金額は361万3,300円となっております。

以上です。

日程第1 日程の変更について（議会運営委員長報告）

○議長（高田修治君） 日程第1、日程の変更について議会運営委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長宿利俊行君。

○議会運営委員長（宿利俊行君） 皆さん、おはようございます。

9月13日、町長より追加議案の申し出がありましたので、午後3時40分より議会運営委員会を開催いたしました。その協議結果について報告いたします。

議案第89号、備品購入契約の締結について、議案第90号、建築工事請負契約の変更について執行部より説明をいただき、議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。その結果、追加議案第89号並びに議案第90号は喫緊を要する案件であり、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程、質疑、討論、採決までお願いしたいと思っております。

どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） ただいま、議会運営委員長より、委員会の協議結果について報告がありましたが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は、あらかじめお手元に配付されています変更日程表のとおり行うことに決しました。

日程第2 追加議案の上程

○議 長（高田修治君） 日程第 2、追加議案の上程を行います。

追加議案は、備品の購入契約案件 1 件と建設工事請負契約の変更案件 1 件の 2 議案であります。

議会運営委員長の報告のように、追加議案の議案第 89 号並びに議案第 90 号については喫緊を要する案件であります。議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び議案質疑及び採決まで行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加された議案第 89 号並びに議案第 90 号の 2 議案は上程することに決しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

大蔵事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第 89 号 平成 23 年度（22 繰）きめ細かな交付金事業カウベルランドくすプレハブ冷蔵庫等
備品購入契約の締結について

議案第 90 号 平成 23 年度（22 繰）玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場管理棟建築工事請負契約
の変更について

以上であります。

日程第 3 町長の提案理由の説明

○議 長（高田修治君） 日程第 3、町長に提案理由及び提案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

本日は、平成 23 年第 5 回玖珠町議会定例会の最終日でございますが、追加議案をお願いいたしましたところ、日程変更のお取り計らいをいただき、上程のためのご配慮をいただきまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。

その前に、お詫びとご報告を申し上げます。

今回、教育委員会職員の不祥事につきましては、玖珠町の名誉を傷つけ、町民の皆さんの信用を失墜させる行為で、誠に遺憾であり、深くおわびを申し上げます。

事件発覚以後、町長部局に配置転換をいたしたところでございますが、これについての正式な処分を 9 月 20 日付で、教育委員会の決定とあわせて行います。

今後は、全体の奉仕者として、公務員のサービスの根本基準を再確認し、再発防止に職員一丸となって取り組み、町民の皆さんの信頼の回復に努力を重ねてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、追加議案についてご提案理由を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

お手元に配付しております追加議案集の１ページ目をお開きください。

議案第89号は、平成23年度（22繰）きめ細かな交付金事業カウベルランドくすプレハブ冷蔵庫等備品購入契約の締結についてでございます。

本案は、カウベルランドくすプレハブ冷蔵庫等の備品購入に係る契約を締結したいため、玖珠町有財産条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件は、９月８日、県内業者11社による指名競争入札を行ったところ、別府市汐見町８番３号西和第１ビル２階大和冷機工業（株）別府営業所が、契約金額824万2,500円で落札したものでございます。

なお、議案集２ページ、３ページに、本事業の概要として、プレハブ冷蔵庫配置平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、議案集第４ページ目、議案第90号は、平成23年度（22繰）玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場管理棟建築工事請負契約の変更についてでございます。

本案につきましては、６月定例会で工事請負契約の議決を賜りましたときに、高齢者・身体障がい者・リハビリ利用者等に対する配慮がとられていないとのご指摘で、管理棟の幅広い利用を促進するため、エレベーターの設置につきまして、９月の定例会までに事業の追加など、関係省庁と調整することといたしておりました。

22年度繰越事業を踏まえ、協議が整いましたので設計変更を行い、2,390万100円を追加し、変更後の工事請負契約金額を9,199万2,600円といたしたいので、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び特に重要な施設の廃止に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

追加議案集５ページ目に、本工事の西・南側の立面図、６ページ目にエレベーター詳細図を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、カウベルランドくすプレハブ冷蔵庫等備品購入に係る契約案件、運動公園建設事業陸上競技場管理棟建設工事請負契約の変更案件の２議案を追加上程させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第４ 追加議案の質疑

○議長（高田修治君） 日程第４追加議案の質疑を行います。

追加議案集１ページです。

議案第89号、平成23年度（22繰）きめ細かな交付金事業カウベルランドくすプレハブ冷蔵庫等備品購入契約の締結について、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第89号の質疑を終わります。

次に、追加議案集４ページです。

議案第90号、平成23年度（22繰）玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場管理棟建築工事請負契約の変更について、質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第90号の質疑を終わります。

日程第5 委員会の審査結果の報告並び委員長報告に対する質疑

○議長（高田修治君） 日程第5、委員会の審査結果の報告並び委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 秦 時雄君。

○総務常任委員長（秦 時雄君） おはようございます。

総務常任委員会報告。

平成23年第5回玖珠町議会定例会において、総務常任委員会に審査の付託を受けました議案3件、陳情1件について、9月6日に執行部出席のもと、審査した結果を報告します。

9月6日、午前10時に総務常任委員会の開会后、玖珠町メルヘンしゃぼん工場の現地視察を行い、石鹸の製造工程の説明と施設の状況を見学しました。この後、役場会議室において、メルヘンしゃぼん工場の工房長のほか8名の出席のもと、担当課より今回一般会計補正予算書に計上されている補助金についての内容説明（粉せっけん用パッケージの試作品）を受け、意見交換を行いました。

現地視察終了後、付託された議案第68号から審査を行いました。

1 議案第68号 玖珠町税条例等の一部改正について

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、地方税の一部改正が行われたことに伴い、町税条例の改正を行うものであります。

執行部より説明。

今回の改正点については、大きく大別して5つの改正となります。

- ①申告の義務があるにもかかわらず、申告をしない者（不申告者）に対する過料及び罰金刑の上限額の引き上げ、または新規に過料規定を設けたもの。「過料・罰金3万円以下」を「10万以下」または「過料10万円以下」に。
- ②寄付金控除の適用下限限度額を引き下げるもの。「5,000円」を「2,000円」に。
- ③肉用牛売却の特例（免税所得とする特例）の適用年度を再延長するもの。「平成24年度」を「平成27年度」に。
- ④新築住宅等に関する固定資産税の軽減適用の提出書類変更によるもの。
- ⑤その他（地方税法改正、町税条例改正に伴い、条文番号の訂正。削除並びに条文の訂正、削除に関するもの。）

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 今回の税条例の改正は、税の徴収を上げるためなのか。

(答) 申告の義務があるにもかかわらず、申告をしない者に対する上限額を引き上げ、申告の義務を促すものである。

(問) 税条例の過料及び罰金刑の上限の引き上げについて、町民にどのように周知をするのか。

(答) 町報等でお知らせをし、理解していただこうと考えている。

(問) 温泉の入浴料金が100円の場合、入湯税は幾らになるのか。

(答) 入湯税の原則は、温泉施設で日帰り、宿泊に関係なく入湯税を納めていただくことになっている。宿泊は1人当たり150円、日帰りは70円の入湯税となっている。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第70号 玖珠町災害対策本部条例等の一部改正について

本案は、災害対策基本法等の改正に伴い、条例及び関係規定の整備を図るため、条例の一部を改正するもので、玖珠町消防団条例第1条第1項を防災基本法の改定により消防団設置の明確化と消防団の管轄区域の明確化を行うものである。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第75号 平成23年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,083万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,622万2,000円とするものであります。

補正の主な項目として、歳出では、

①企画調整費、271万2,000円は、久留島武彦の活動記録等の資料収集・整理等を実施するため。

②老人福祉総務費、1,740万円は、小規模特別老人ホームを開設する法人に対して施設開設準備経費の補助を実施するため。

③保健衛生総務費、2,517万5,000円は、北山田簡易水道のツタリ水源水路の災害復旧事業の実施のため。

④労働諸費、953万3,000円は、ふるさと雇用再生特別交付金での万年山湧水活用事業などの事業費の増額である。

⑤畜産業費、300万円は、すぐれた繁殖用若雌牛を導入するため（県の補助事業として行う）に計上するもの。

⑥非常備消防費、1,153万2,000円は、東日本大震災に伴う消防団員の損害共済掛金によるもの。
(平成23年度のみ)

⑦体育施設費、1,506万円は、河川敷公衆用トイレ設置予定箇所の用地において既存建物の取り壊し設計及び工事費を予算計上するもの。

⑧玖珠九重行政事務組合所管の広域行政費玖珠九重行政事務組合管理費負担金656万4,000円の減額、保健衛生総務費広域診療所事業負担金386万4,000円の減額、塵芥処理費ごみ処理管理費負担金

1,946万9,000円の減額、し尿処理費し尿処理管理費負担金1,235万5,000円の減額については、玖珠九重行政事務組合の決算に基づく繰越金が確定したことにより、平成23年度の負担金を減額し調整するものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 臨時財政対策債の減額について。

(答) 7月の交付税本算定において、当初の地方財政計画に基づく見込み額であったが、その発行額見込みが減額になったが、制度上その部分を普通交付税において増額交付の措置を行うため、財源的にプラスマイナスゼロとなる。

(問) 観光費の工事請負費240万1,000円について。

(答) 三島公園の暗渠排水工事と北山田物産館監視カメラ設置工事及び八幡地区観光看板移設工事費を予算計上した。

(問) 河川敷のトイレの設置場所について

(答) 町道長芻線の元山水館の跡地。当初は建物を残してトイレを設置する案もあったが、構造的また耐震性などの角度から検討した結果、全部を取り壊すこととなった。設計については、今から協議をして実施する。

(問) 地籍調査費の減額について。

(答) 国の事情による減額である。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 陳情第8号 地方財源の充実強化を求める意見書提出に関する陳情について

本陳情は、大分県大分市大手町3の2の6、大分県地方自治研究センター理事長中山敬三氏より提出されたものであります。

本陳情の趣旨は、地方財政は各自治体におけるさまざまな創意工夫と努力によってマクロベースでは黒字基調を保っているが、巨額の累積債務の存在など引き続き厳しい状況にある。東日本大震災で顕著となったように、今自治体にはセーフティネットとして住民に安心・安全な公共サービスを安定的に供給できる力を常備しておくことが問われている。こうした状況を踏まえ、2012年度地方財政計画、地方交付税の拡充、公共サービスに必要な財源を確保するために意見書を政府機関に提出していただきたいというものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で採択するものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案3件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長(高田修治君) では、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○ 7 番（河野博文君） 議案の第75号の一般会計補正予算につきまして、2 ページでございます。

3 の①企画調整費で271万2,000円は、久留島武彦の活動記録等の資料収集、整理等を実施するとあります。これはまちづくりのほうでされるようになった部分ですか。

○総務常任委員長（秦 時雄君） それは、本委員会の中では、その分については、どの分かはなかったと思います。

○議 長（高田修治君） 7 番河野博文君。

○ 7 番（河野博文君） これが、もしまちづくりのほうでされるんだったら、この資料収集とか整理等、久留島武彦の活動記録等に関しての資料収集、整理等につきましては、やはり教育委員会のほうの分野じゃないかと思います。それを話されていないということなんで、一応確認をしたかったので。

○議 長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長繁田弘司君。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 産業建設常任委員会報告。

平成23年度 5 回玖珠町議会定例会において、産業建設常任委員会に審査の付託を受けました議案 4 件、陳情 1 件について、9 月 6 日執行部出席のもと全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情第 7 号の代太郎部落農道「町道編入」する事の陳情書について現地調査を行いました。

現地調査終了後、委員会次第により議案第71号から審査を行いました。

付託されました議案第71号、町道路線の認定について。

本案は、塚脇地区田屋の町道路線の認定で、前年度の議会で既に採択されたものであります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号、平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業テニスコート整備工事請負契約の変更について。

本案については、議会運営委員会や議案質疑の段階でも、何名かの方が契約変更について疑問を抱かれていました。地域に公共工事は少なく、しかも多額な契約に対し、なぜ新たな工事として位置づけ新規の入札を行うことができないのかと担当課と議論しました。担当課としては、この入札残は防衛省の予算であり、別発注すれば国庫に返還しなければならない、契約変更で事業の前倒しをしたい旨を述べられました。しかし、なおこのような変更契約のあり方に質問を持つ委員もいました。

審査の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成23年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について。

本案は、北山田簡易水道の導水施設でありますツタリ水路のトンネル崩落に伴う災害復旧費の予算

計上であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号、平成23年度玖珠町水道事業会計補正予算（第2号）について。

本案は、漏水調査及び機械器具導入などについての予算計上であります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第7号、代太郎部落農道「町道編入」する事の陳情書について。

本陳情は、玖珠町大字戸畑9877番地、代太郎自治委員齋藤一眞氏ほか19名より提出されたものです。

要旨は、県道玖珠天瀬線から町道代太郎線を結ぶ農道の町道編入であります。

審査の結果、全体で延長約810メートルありますが、住宅地以外については山間部で、また幅員も3メートルから3.5メートルの部分もあり、今回は「住宅地までの約400メートルを町道編入すること」を条件に全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託を受けました議案4件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（高田修治君） 産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 議案第74号の部分です。この部分の入札における残金をおおよその予算であって国庫に返還しなければならない。これ返還して絶対もうこの事業の予算については、二度とお金がおりにないということですか。それとも、やり方を変えればできるということもあるんですか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○産業建設常任委員長（繁田弘司君） 入札残について種々議論がございました。今回、町が今おっしゃったような言い分でありまして、入札残のこの扱い方です。私たち委員の中でいろいろ意見が出たのは、入札残というのは、本来100万円の工事であったとすれば100%工事が100万円で終わったら、次の工事というのは新たな入札をしなければいけない工事なんです。それを、町にとってそちらのほうが便宜上都合がいいということで、こういうふうな形の契約変更であったと。本来、そういうふうな姿はおかしいのではないかとというのが、その反対をした人たちの意見であります。

この文章の中にも書いてありますように、今日大変厳しい状況下の中で、一件でも多く地元の業者の方にとりという部分を考慮して、そういうふうな意見になっています。結局、お金を返してその分をまた後でもらうということにすると、大変時間と手順がかかる。さらに新たな入札をすると、例えば80%の額で入札した分が契約変更でそれを随意契約にしますと、同じ案件がまた80%でできるわけですから安くなるというふうな意味も含めておっしゃっていましたが、基本的には入札すればできないことはありません。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長河野博文君。

○文教民生常任委員長（河野博文君） こんにちは。

文教民生常任委員会の報告を行います。

平成23年第5回玖珠町議会定例会において、文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案4件、陳情1件について、9月6日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第69号 玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について
本案は、利用者の利便性を向上させるため、現金払いを可能にするために条例の一部改正を行うものであります。

執行部より、現在利用料は保健福祉課の窓口で発行している回数券により行っているが、利用者の利便性を図るために料金箱を設置し、現金での支払いを可能にするため条例の一部改正を行うと説明がありました。

委員より、①停留所以外でも乗降できないか、②運転手が大変になるのでは、③料金は一律なのか質疑があり、執行部より、①現在は決められた停留所での乗降となっているが、公共交通会議において今後の動向を見ながら検討したい。②乗る人の利便性を図ることから、委託先に了解を得て運転手による管理をお願いすることとしている。③距離によって運賃を設定している。と説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第77号 平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
本案は、第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,905万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,825万8,000円とするものであります。

委員より、所得により基金はどのぐらいか、高額医療費が高くなっているがどうかと質問があり、執行部より、基金については平成23年度末決算では1億3,112万円あったが、9月補正で約3,000万円の繰り出しを行うので1億円ぐらいになる、高額医療費については22年度において手術が多かったことによる支出が増えたと説明がありました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第78号 平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
本案は、第1条（保険事業歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,973万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,859万4,000円とするものであります。

この補正の主な要因は過年度の清算によるものであるとの説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第79号 平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

本案は、第1条（歳入歳出予算の補正）規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,276万4,000円とするものであります。

この補正の主な要因は、過年度分金額の決定による調整であるとの説明がありました。

委員より特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 陳情第9号 久留島武彦記念館の建築についての陳情書について

本陳情は、久留島武彦記念館建築推進委員会久留島会会長佐藤宏子氏ほか26団体により提出されたものであります。

本陳情の趣旨は、久留島武彦記念館の建築を早急にしてほしいというものであります。理由としては昨年の久留島武彦没後50周年記念式典のパネルディスカッションで久留島武彦の継承を玖珠町がもっと頑張してほしいという話に感銘を受け、現在の記念館では湿気も多く、温度管理もできず、久留島武彦の貴重な遺品や資料の管理・保存していくことが難しく、全国からの遺品収集の運動もなかなかできない。また童話の里づくりをつなげるためにも早急にお願いしたいというものであると説明がありました。

委員より、第5次総合計画で説明があったが、町としてはどのように考えているのか、資料はどのくらいあるのか等の質問がありました。

執行部より、第5次総合計画の中で久留島武彦翁の精神を引き継ぐ活動の推進ということで、玖珠町の基本は、日本童話祭の継承を図り、久留島武彦翁の人づくりを核とした精神を町民の誇りとして持ち続け、関連する事業を実施する。久留島武彦記念館が老朽化しているので歴史民俗資料館を含めて、つのむれ・三島公園・森藩の城下町を含めたまちづくりを検討している。まだ方向的なことは決まっていない。資料については久留島武彦翁の分、歴史的なもの等、記念館や役場で保管している分についてはある程度把握しているが、外からの分についてはまだどのくらいあるということは把握できていないと説明がありました。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、文教民生常任委員会に付託を受けました議案4件、陳情1件について、審査結果の報告を終わります。

以上です。

すみません。1ページの議案第69号の中で、上から5行目になります、現在利用料は保健福祉課と書いてありますが、福祉保健課の間違いでございます。訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（高田修治君） 文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員会委員長松本義臣君。

○決算特別委員長（松本義臣君） 決算特別委員会の報告をいたします。

平成23年第5回玖珠町議会定例会において、決算特別委員会に審査の付託を受けました平成22年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算認定案件8件について、9月8日、9日の両日、執行部出席のもと審査した結果を報告します。

書類審査に先立ち、北山田小学校校舎危険改築事業及び公共投資臨時交付金事業（太陽光発電設置事業）、総合運動公園建設事業、民生安定施設整備事業（玖珠自治会館建設事業）の現地調査を行いました。

各案件の書類審査では、まず執行部に決算概要の説明を求め、質疑、審査を行いました。

その結果、本定例会で付託を受けました平成22年度一般会計、各特別会計、水道事業会計の決算認定案件8件を原案のとおり全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、各議案の主な審査の内容は次のとおりです。

1 議案第81号 平成22年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入の総額は95億6,331万9,000円、歳出の総額は88億2,340万9,000円、これを差し引いた形式収支は7億3,991万円ですが、次年度への繰越充当財源2億9,938万5,000円を差し引いた実質収支は、4億4,052万5,000円となっています。実質収支4億4,052万5,000円が決算剰余金となりますが、法の定めにより2分の1の下らない金額の2億2,030万円を財政調整基金に積み立て、また残額の2億2,022万5,000円は次年度に繰り越しをして使用するものであります。なお、歳入歳出額の概況等については、既に監査委員より報告を受けていますので、重複をさけ省略いたします。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）町税の不納欠損について、100万円以上は何件か、最高額は幾らか。

（答）町税（国保税を除く）の高額滞納者14件（個人12名、法人2社）、最高額は個人で955万700円です。

（問）入湯税について、申告について確認しているか。

（答）入湯税は納税義務者の申告納付に基づき課税しています。1回当たり300円以上が課税の対象であります。

（問）童話の里コミュニティ推進事業補助金の補助率について。

（答）事業費の3分の2または200万円を最高額としています。採択の方法については、各地区コミュニティ協議会で協議を行い、協議会を経由してまちづくり推進課に上げていただく方法をとっています。

（問）戦没者遺族会助成金及び戦没者追悼式助成金について。

(答) 戦没者追悼式は4地区で行ってきたが、遺族が高齢となり開催ができなくなり、4地区まとめて町で執り行うようになりました。

(問) 有害鳥獣被害防止策で、川鶉の駆除はできないのか。

(答) 現在は、イノシシ、シカが主な対象であります。川鶉対策については、郡漁業協同組合で対応していると思います。町では対応していません。

(問) 三島公園管理・伐株山公衆トイレ管理委託費等が毎年同じだが、どうしてか。

(答) 基本的には、各施設の所在する地元に管理委託していますが、本件については、月額で個人と委託契約をしています。

(問) 町営住宅営繕工事は町が調査して行っているのか。

(答) 営繕工事予算の見積もりについては、毎年、前年度予算を参考に予算編成しています。その実績については、入居者の申し出により施工しています。なお、予算不足等が発生したら、その都度補正で対応しています。

(問) 幼稚園費の学習遠足引率負担金について。

(答) バス遠足等でバス借り上げ料負担金、入館料等幼稚園教諭の負担分です。

(問) 社会教育費総務費の職員手当等の不用額が大きいがどうしてか。

(答) 人事院勧告による給料削減が6月補正で減額できなかったためです。また、職員の時間外勤務削減及びわらべの館の職員の異動や早期退職による不用額であります。

2 議案第82号 平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は22億43万円で、前年度に比べ9,668万3,000円の増となっています。歳出総額は21億9,265万1,000円で、前年度に比べ9,326万8,000円の増となっています。平成22年度の国保加入世帯は年間平均2,936世帯（総世帯43.4%）で、前年度に比べ55世帯減少（前年比1.8%の減）し、被保険者数の年間平均は5,538人で前年度に比べ180人の減（同3.1%の減）と若干減少しています。

歳入の主たる保険税収入は4億3,807万3,000円で、前年度に比べて3,064万円減少しており、1世帯当たりでは14万9,207円となり、前年度に比べ7,501円減少しています。歳出については、保険給付費が15億1,369万3,000円で、前年度に比べ9,473万1,000円増加しています。実質収支について、平成22年度は777万9,000円の黒字（次年度繰越金）を計上していますが、歳入の中には前年度からの繰越金436万5,000円と、繰入金の中に基金繰入金4,006万6,000円が含まれていますので、単年度の収支では赤字になっています。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 平成23年4月から国保税率の改正を行ったが、審議が早かったのではないか。

(答) 平成22年4月に行われた診療報酬の改定の影響を大きく受け、4月から9月まで入院費用の高額支払が続き、その都度、基金枯渇の問題が生じましたが、その後医療費も安定してきました。しかし、決算において4,006万6,000円の基金繰り入れを行ってきました。現在の基金残高は1億3,000万円ぐらいですが、今後は医療費抑制の活動を今まで以上に力を入れ、

安定した国保事業の運営に努めます。

(問) 今回の税率改定は何年ぶりか。

(答) 5年ぶりです。

(問) 不納欠損額について100万円以上は何件か、また最高額は幾らか。

(答) 100万円以上は6件で、最高額は215万3,600円です。

(問) 本町の1世帯当たりの国保税は県下でどのぐらいの順位か。

(答) 平成22年度版国民健康保険中央会統計実績によると、平成21年度ですが、県下で高いほうから6番目です。

(問) 成人病検診の日程について、土、日曜にはできないのか。

(答) 検討します。

3 議案第83号 平成22年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

北山田簡易水道の歳入総額は3,987万7,873円であり、歳出総額は3,973万4,034円であります。前年度対比で歳入、歳出とも減になっていますが、歳入において一般会計繰入金352万1,000円の減、加入申込金の分担金125万1,000円の減が主なものです。歳出においては、工事請負費207万3,000円の減、退職手当負担金148万9,000円の減が主なものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 1世帯の加入申込金額は。

(答) 給水口13ミリで21万円、上水道は13ミリで3万1,500円となっており、北山田簡易水道と上水道事業での加入申込金額とは異なっています。

4 議案第84号 平成22年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

この事業は昭和48年度から昭和53年度までの6年間にわたり、貸付事業を実施したものであります。貸付件数は178件で5億2,317万3,359円(利子含む)です。平成22年度末の未償還件数は123件、3億173万8,667円(利子含む)が未償還金額です。歳入は79万1,558円であり、基金へ積み立てます。平成22年度末現在の基金は843万6,362円であります。

回収状況の現状等を聞き、今後も引き続き回収に努めるよう要請をしたところであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 国、県の対応はどうか、今後どのようにしていくのか。

(答) 国の住宅新築資金等貸付助成事業補助制度がありますが、この制度は、昭和53年度以降昭和61年度までに貸し付けられた資金が対象で、町が起債した地方債の一部を助成する事業であります。

本町は昭和48年度から53年度に貸し付けを行っていますが、本町の起債償還は平成10年度で終了しているため、この補助制度には該当をしません。今後も債務者に引き続き納付依頼を行い、償還方法の相談に応じ、分割納入など償還能力に合わせた回収に努めていきます。

(問) 現在、分納者は何名か。

(答) 6名です。

5 議案第85号 平成22年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額は173万3,000円で、前年度に比べ313万1,000円の減となっています。歳出総額は歳入総額と同じ173万3,000円で、前年度に比べ313万1,000円の減であります。平成20年3月末をもって老人保健制度は廃止され、平成20年4月から後期高齢者医療制度に引き継がれました。しかし、老人保健特別会計は平成22年度まで医療費の精算事務を行ってきました。今後は同年度末で廃止し、平成23年度からは精算事務が発生した場合は一般会計で取り扱いを行います。

特に質疑はありませんでした。

6 議案第86号 平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

保険事業会計の歳入総額は18億2,177万6,063円で、歳出総額が17億6,987万8,721円となり、歳入歳出差し引き残額5,189万7,342円が平成23年度繰り越しとなります。

歳出の主たる介護給付費の額は、16億3,585万8,166円（月平均約1億3,632万円）となり、昨年度に比べ5,590万8,489円（約3.54%）の増加となっています。

また、平成18年度より創設された玖珠町地域包括支援センターによる介護サービス事業勘定の本年度歳入総額は1,560万57円、歳出総額が1,248万7,447円となり、歳入歳出差引残額は311万2,610円が平成23年度繰り越しとなります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 施設利用希望者は何人ぐらいか。

(答) 希望者は、現在138名で、すぐにでも入所したい方は48人です。うち介護3以上の方は37名です。希望者の中には、他の施設に入所していたり、入院加療中の方、そして介護1、2の方も含まれます。今後は、現在策定中の第5次介護保険事業計画において詳細な分析を行いたいと思います。

7 議案第87号 平成22年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

歳入総額は1億8,681万4,000円で、前年度に比べ384万6,000円の増となっています。歳出総額は1億8,629万3,000円で、前年度に比べ409万9,000円の増となり、歳入歳出残額52万1,000円が平成23年度の繰り越しとなります。

平成20年度から75歳以上の高齢者に係る医療保険制度は、他の医療保険から独立した後期高齢者医療保険制度として施行されました。後期高齢者医療特別会計は、保険料収入の受け入れと国庫及び県からの交付金等の一般会計からの繰り入れ及びそれら歳入の広域連合への繰り出しを中心とした会計となっています。

事業の運営は、大分県下市町村が加盟する大分県後期高齢者医療広域連合が行っております。

特に質疑はありませんでした。

8 議案第88号 平成22年度玖珠町水道事業会計決算の認定について

事業収益は1億5,786万3,418円で、前年度に比べ198万7,228円の増となっています。事業費用は1億4,742万6円となり、前年度に比べ653万7,008円の減となりました。事業収益、事業費用の差し引きでは1,043万5,412円の利益となりますが、税抜きの決算額では収支の差し引きにおいて、当該年度純利益は1,005万7,274円となりました。

また、平成22年度末における給水人口は8,744人、給水戸数は3,715戸であり、前年度との比較では給水人口202名の減、給水戸数は23戸増加しています。最近の傾向として、住宅地の開発に伴う核家族化が進んでいます。収益的収支で利益が発生しましたが、今後の健全経営の面から企業償還額の償還予定額や消費税の動向等を勘案し、更なる経営努力が必要と思われます。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 滞納者に対する事務手続はどうしているのか。

(答) 玖珠町水道給水停止の取り扱い規則により、3カ月以上の水道料金滞納者に対し、納入期限後30日以内に「督促通知書」を送付、15日以内に納付がない者に「催告通知書」を送付、さらに納付のない者に「再催告通知書」を送付、それでも納付がない者に「給水停止処分事前通知書」を送付し、その後15日以内に納付がない場合に、給水停止予定日の15日前までに「給水停止通知書」を送付して、給水停止を実施しています。

(問) 委託料の用地買収不動産鑑定評価はどこの土地か。

(答) 内帆足地区の里道の土地評価鑑定です。

以上、決算特別委員会に審査の付託を受けました決算認定案件8件について、審査結果の報告を終わります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番河野博文君。

○7番（河野博文君） 7番河野です。

1ページ目、議案第81号の中の一般会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

この中で入湯税についてというのがあります。この入湯税は納税者が申告に基づき課税をしているということなんですけれども、1回当たり300円以上が課税の対象でありますとあります。しかし、先ほど総務委員会の報告の中では、入浴料が100円の場合、入湯税は幾らになるかというのを聞いたときに、宿泊は1人当たり150円、日帰りは70円との入湯税となっているということでございますが、料金が300円以下のところに対しては、入湯税はかからないんですね。

○議長（高田修治君） 委員長。

○決算特別委員長（松本義臣君） その回答につきましては、ちょっと私は控えさせていただきますけれども、この質問の入湯税について確認しているかというのは、やはり町税の場合それぞれの申告の仕方があって、この目的税の税金につきましては、納税者の申告、そういうふうに町の条例でも地方税

法でもその中にあるようであります。その中で1回当たり300円以上の入湯の金額を出して、課税をしておる、そういった仕組みであります。これについては、先ほどの報告があったようなことでご理解をさせていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 7番河野博文君。

○7番（河野博文君） この辺は、もうちょっと後で調べてからと思います。

それと、一番最後のページなんですけれども、平成22年度の水道会計決算の中で、（問）が委託料の用地買収不動産鑑定評価はどこの土地かということで、内帆足地区の里道の土地鑑定評価となっております。恐らく、これは取水の件かと思うんですけれども、何回か問題が出ていたんですけれども、ここに関してはやはり町のほうが完全に取得ができていなかったから、これからこの中で22年度の中で取得するために不動産鑑定評価を行ったということでもいいですか。

○議長（高田修治君） 委員長。

○決算特別委員長（松本義臣君） その件につきまして、具体的な説明はございませんので、議員さんの判断のようであるかもしれません。私からこの回答におきましては、あくまでこの不動産鑑定のことでございましたので、土地鑑定の評価というようなお答えをいただいております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 決算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第6 討論

○議長（高田修治君） 日程第6、これより討論を行います。

お諮りします。

議案第67号は人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

よって、議案第67号は、討論を省略することに決しました。

それでは、これより討論に入ります。

議案第68号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議 長（高田修治君） 議案第69号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第70号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第71号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第74号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第75号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第76号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第77号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第78号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第79号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第80号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第81号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第82号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第83号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第84号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第85号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第86号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第87号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議長（高田修治君） 議案第88号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 議案第89号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 議案第90号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で、討論を終わります。

日程第7 採決

○議長（高田修治君） 日程第7、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第67号は人事案件であります。委員会付託を省略していますが、直ちに採決をしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第67号、玖珠町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第67号については、同意することに決しました。

議案第68号から議案第70号の3議案は条例の一部改正であります。

別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第68号から議案第70号の3議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長

報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第68号から議案第70号の3議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号は町道路線の認定についてであります。

議案第71号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第74号は平成22年度玖珠町総合運動公園建設事業テニスコート整備工事請負契約の変更についてであります。

議案第74号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号は平成23年度玖珠町一般会計補正予算(3号)についてであります。

議案第75号について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第76号から議案第80号までの5議案は、平成23年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。

特に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第76号から議案第80号の5議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第76号から議案第80号までの5議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号は、平成22年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定であります。

議案第81号について、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第82号から議案第88号までの7議案は、平成22年度玖珠町各特別会計並びに水道事業会計の決算認定案件であります。

別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括採決したいと思いますますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第88号までの7議案は、一括して採決することに決しました。

議案第82号から議案第88号までの7議案については、いずれも委員会委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(高田修治君) 起立多数です。着席ください。

よって、議案第82号から議案第88号までの7議案については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第89号は、平成23年度(22繰)きめ細かな交付金事業カウベルランドくすプレハブ冷蔵庫等備品購入契約の締結であります。

これを採決したいと思いますますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第89号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号は、平成23年度(22繰)玖珠町総合運動公園建設事業陸上競技場管理棟建設工事請負契約の変更についてであります。

これを採決したいと思いますますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

議案第90号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第7号、代太郎部落農道「町道編入」する事についての陳情書についてであります。

委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第7号は採択することに決しました。

次に、陳情第8号、地方財政の充実強化を求める意見書提出に関する陳情についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第8号は採択することに決しました。

次に、陳情第9号、久留島武彦記念館の建築についての陳情についてであります。

委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第9号は採択することに決しました。

日程第8 議員派遣について

○議長（高田修治君） 日程第8、議員派遣について議題といたします。

本定例会より12月定例会まで、別紙議員派遣について、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第9 委員会の継続審査の付託について

○議長（高田修治君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決しました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、担当委員会に継続審査の付託することに決しました。

次に、総合運動公園調査検討特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に閉会中の継続審査を付託することに決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、委員会に継続審査の付託することに決しました。

日程第10 議員発議

意見書（案）の提出について

○議長（高田修治君） 日程第10、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第3号と第4号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

初めに、発議第3号、「地方財政の充実強化を求める意見書」（案）について提出者の説明を求めます。

提出者9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君）

発議第3号

平成23年9月16日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者	玖珠町議会議員	秦	時雄
賛成者	々	中川	英則
々	々	菅原	一
々	々	松本	義臣

々 々 清 藤 一 憲
々 々 片 山 博 雅

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体
が中心となった復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用
確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重
要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、
クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められて
います。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算にお
いても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しない
よう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の復興、
環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総
額を確保すること。
3. 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是
正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対
策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成23年 9 月16日

大分県玖珠町議会議長 高 田 修 治

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様
総 務 大 臣 川 端 達 夫 様

お手元に配付してあります意見書（案）のように、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。東日本大震災の復興対策費の確保や、2011年度と同規模の地方財政計画、地方交付税を求めるため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

以上です。

○議 長（高田修治君） ただいま、提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。
（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） これより採決を行います。

発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採択したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書案は可決されました。

次に、発議第4号 東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書（案）について、提出者の説明を求めます。

提出者15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君）

発議第4号

平成23年9月16日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	繁 田 弘 司
賛成者	々	石 井 龍 文
々	々	廣 澤 俊 幸
々	々	宿 利 俊 行
々	々	藤 本 勝 美

東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの
全線開通を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を
求める意見書（案）

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県の910万住民にとって、災害時や救急医療に不可欠な「命の道」、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」、そして通勤・通学や買い物など暮らしに必要な「生活の道」として最低限必要な社会基盤であり、その早期完成は沿線住民の悲願となっている。

九州経済産業局等の試算では、東九州自動車道の未供用区間の整備により、全産業の合計で約3兆9千億円の生産額が増加するとされている。

さらに、東南海・南海地震が発生した場合には甚大な被害が懸念される東九州地域にとって、東九州自動車道は、大津波の影響を受けない基幹ネットワークとして、その整備が急務となっている。

こうした中、本年3月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業したことで、すでに九州縦貫道が全線開通している西九州地域との東西格差はますます拡大している。

よって、国会及び政府におかれては、九州を循環するネットワークの構築に向け、次の事項により、東九州自動車道の北九州～大分～宮崎間全線を26年度までに開通されるよう強く要望する。

- 1 他区間に遅れることなく、供用予定を前倒しして、「佐伯～蒲江間」を平成26年度までに完成させること。
- 2 災害対応にも効果的な佐伯南IC（仮称）設置への支援を行うこと。
- 3 「築上～宇佐間」を平成26年度までに完成させること。
- 4 「蒲江～北浦間」を平成24年度中に完成させること。
- 5 高速道路整備を国が責任を持って計画的・集中的に推進するための所要予算を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

大分県玖珠町議会議長 高田 修治

衆議院議長 横路 孝弘 殿

参議院議長 西岡 武夫 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

財務大臣 安住 淳 殿

国土交通大臣 前田 武志 殿

お手元に配付してあります意見書（案）のように、東九州自動車道は沿線である福岡、大分、宮崎及び鹿児島4県の住民にとって、災害時や救急医療に不可欠な命の道、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する活力の道、そして暮らしに必要な生活の道として、早期完成は沿線住民の悲願となっております。

九州を循環するネットワークの構築に向け、5項目により、東九州自動車道の北九州、大分、宮崎間全線を26年度までに開通されるよう強く要望するため、意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

以上です。

○議長（高田修治君） ただいま、提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第4号、東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書（案）の提出について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議 長（高田修治君） 挙手全員です。

よって、本意見書案は可決されました。

ここで、議案第67号で玖珠町教育委員会委員に再任されました石井知行さんのごあいさつを受けたいと思います。しばらくお待ちください。

石井知行さんにごあいさつをお願いいたします。

○教育委員会委員（石井知行君） 皆さん、こんにちは。

先ほど、玖珠町教育委員にご選任いただきました石井でございます。

私も微力ながら10年間、この委員として携わってまいりまして、この機会にぜひ身を引きたいというふうに考えておりましたが、皆さんもご承知のように、去る8月16日に総合教育審議会の中学校再編にかかわります最終答申を受けました。振り返ってみますと、私が初めて教育委員になったのがちょうど10年前の平成13年のこの時期でした。その当時教育委員会は統合問題が行き詰まり、混乱を極めておりまして、その收拾をいかにするかということが最初の仕事となりました。そこで、これは凍結やむなしということで凍結の方向をとり、以来10年が経過いたしました。この間に、児童・生徒減はますます進行し、社会の変化と相なりまして、この中学校再編の問題は避けて通れない喫緊の課題として浮かび上がってきました。そういう経過もございまして、私もこの問題をしかるべく方向に導きをするというのが課せられた課題ではないかというふうに考えまして、再び三度、この場に立たせていただくということになりました。

教育委員会はさまざまな問題を抱えておりますが、特に児童・生徒の学力の問題と、この再編の問題が非常に大きな課題でございます。子供たちをよりよい教育環境のもとで、次代を背負って立つ確かな学力と力を付与させるために、委員の皆さんと一丸となっていきたい方向づけができればいいなというふうに思っておるところでございます。

選任いただきまして、決意の一端でございますが、申し述べましてあいさつにかえたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議 長（高田修治君） ごあいさつありがとうございました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

○議 長（高田修治君） ここで、町長より発言の申し出がありましたのでこれを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 平成23年第5回玖珠町議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は、去る9月2日から本日16日までの15日間の日程でありました。上程いたしました平成

22年度歳入歳出決算の認定案件や、補正予算案件、また鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業にかかわる物品購入契約案件等の計22議案、追加議案といたしまして、契約案件の2議案による合計24議案と報告案件3件につきまして、議員各位の活発なご意見、ご議論と、慎重なご審議を賜り、いずれの案件もご承認をしていただきました。誠にありがとうございます。

また、審議におきましては、直面する本町のさまざまな懸案、課題につきましては数多くのご示唆とご意見をいただき、重ねてお礼申し上げます。

心配されました台風12号の被害もなく、ひと安心いたしました。紀伊半島豪雨における死者、行方不明者は100人を超え、風雨災害といたしましては平成16年の台風23号を超え、平成に入ってから以来では最悪の事態となりました。

また、東日本大震災から9月11日で半年、被災地では今なお家族の行方を捜し続けており、いまだ行方不明者4,000人以上、収容遺体のうち身元不明は1,100人を上回る状況でございます。無情にも時間だけ経過しております。

そして、今月2日、野田内閣が、東日本大震災の復旧・復興と、東京電力福島第1原発事故の収束を最優先課題として発足し、5日から本格始動しております。本日で、野田首相就任で2週間となりました。

野田首相は就任時に、「歳出削減を徹底して足りなければ臨時増税が必要となる」と復興財源に関して明言しましたが、政府は9日、東日本大震災からの本格復興を目指し、本年度第3次補正予算案について、格的な調整作業に入りました。予算総額は10兆円規模となる見通しで、被災した地方自治体が自由に使える財源に3兆円程度の復旧交付金を創設することが柱とされています。

さらに、原発事故対応・省エネ対策、雇用対策、円高対策なども盛り込み、今後、与党の要望を取り入れて、財源をにらみながら最終的な金額を詰めるとされております。早期の予算成立による復興支援策の実施が、一日でも早く行われることを望みたいと思っています。

さて、諸般の報告でございますが、議会閉会中には第64回県民体育大会が開催されました。玖珠郡チームは40競技に485名の選手団を送り込みました。大会で活躍された3位以上をご紹介しますと、ラグビーが4年連続12回目の優勝、ゲートボール総合2位、クレール射撃団体2位、スキートの部2位、個人スキートの部1位、山岳縦走の3位、ライフル射撃個人ビームライフル立射60発、エアライフル立射40発、それぞれ2位、綱引き女子3位、男女混合2位、総合3位、重量挙げマスターズ85キロ級2位、陸上50歳以上100メートル優勝、男子走り高跳び3位など、好成績を残しております。

また、議員ソフトボールでは、津久見チームに惜敗いたしました。追いつ追われつの大接戦を展開していただきました。総合順位につきましては、前回から2つ順位を落とし15位という残念な結果となりましたが、来年には総合運動公園も使用可能となりますので、今後のご奮起をご期待申し上げます。

選手、役員の皆さん、大変お疲れさまでございました。

早いもので本年度も上半期も終わり、下半期に入ろうとしています。今後さらに23年度の事業執行

を本格的に進めてまいりますが、あわせて来年度に向けた取り組みとして、政策事業3カ年計画の策定、24年度の当初予算の編成に向けて、各課との協議を行うこととなります。

時代の流れは、少子高齢化社会、人口減少、歳入減少がさらに進行する中で、今後の玖珠町、特に10年から15年先を見据えての施策は何か、何をしなければならないのか、何を求められているのかについて、施策の選択が求められています。

そこで、第5次総合計画と、「暮らしやすいまちづくり」をキーワードに、町民の皆様との対話の中から、人材育成、福祉の充実、伝統文化、これ有形、無形の文化財を含めた伝統文化財の保存継承、生産性を高めるためには何をすればよいかなど、具体的な施策の検討を進めているところであります。

今年の夏は割と雨が多く、昨年に比べ猛暑日が少ない8月でありましたが、9月に入りまして、朝夕の涼しさは玖珠盆地ならではの秋の気配で、いよいよ実りの秋でございます。4年連続台風の上陸がなかったことで、今年の稲作もかなり収穫が期待されます、稲穂の黄金色がまぶしい限りであります。

最後になりましたが、秋とはいえ、まだ日中の暑さは厳しいものがあります。議員各位におかれましては、引き続き健康に十分ご留意の上、町政発展のためご活躍されますようご祈念申し上げまして、平成23年第5回玖珠町定例議会の閉会に当たってごあいさついたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（高田修治君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

平成23年第5回定例会は、去る9月2日開会以来、本日まで15日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても、終始極めて真剣なご審議をいただきありがとうございました。加えまして、議会運営にご協力いただきまして、本当に感謝申し上げます。

今、町長の話にもありましたけれども、新しい野田総理が選出され以来、現在臨時議会も開会中であります。玖珠町議会といたしましても、今後の施策に大きくかかわってまいりますので、注視していかねばと考えております。

さて、実りの秋を迎え、町内でも稲刈りを始め、農作物の収穫作業や農家は多忙をきわめてまいります。豊作でありますようお願いいたします。

先ほどもありましたが、10月には、町民体育大会を初めとするスポーツ行事や芸術文化行事が展開されます。議員、執行部各位には、くれぐれも健康に留意されまして、それぞれの立場でご活躍されますことを祈念するものであります。

これをもちまして、平成23年第5回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力誠にありがとうございました。

午前11時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年9月16日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 石井龍文

署名議員 清藤一憲